

茨城県行財政改革大綱

平成10年3月策定

平成12年2月一部改定

茨 城 県

(注)・ _____ は、修正箇所である。

目 次

	頁
はじめに（平成10年3月）	1
大綱の改定について（平成12年2月）	2
第1 行財政改革の基本的考え方	
1 行財政改革の基本方向	3
2 大綱の推進期間及び推進事項	4
3 大綱の推進方法	4
第2 改革の視点と新たな手法	
1 県政情報の積極的な提供と県民ニーズの的確な把握	5
2 県の役割の明確化	6
3 効果的・効率的な行財政運営手法の確立	7
第3 財政運営の健全化	
1 財政健全化目標	8
2 <u>財政再建プランの策定</u>	9
3 財政健全化を達成するための具体策	
(1) 中期財政収支見通しの作成	10
(2) 義務的経費等の抑制	10
(3) 事務事業の見直し	10
(4) 公営企業の経営効率化	12
(5) 歳入の確保	12
第4 行政運営体制等の再編・整備	
1 組織・機構等の簡素・効率化	
(1) 組織の再編・整備	
知事部局	
ア 本庁の再編・整備	13
イ 出先機関の見直し	15
教育委員会	
ア 教育庁組織の見直し	16
イ 県立高等学校編成配置の適正化	17
(2) 執行体制の見直し	17
(3) 附属機関等の見直し	18
(4) 出資法人等の見直し	18
2 定員，給与の適正化	

(1) 定員の適正化(定員適正化計画).....	19
(2) 給与の適正化.....	20
3 人材の育成	
(1) 職員の能力開発.....	21
(2) 適切な人事管理の推進.....	22
4 事務執行方法等の改善	
(1) 県民サービスの向上等.....	22
(2) 事務処理の改善.....	23
5 行政情報化の推進.....	24
6 行政運営の公正の確保, 透明性の向上.....	25
第5 行財政改革の推進に当たって	
1 県民の理解と協力.....	26
2 市町村との連携・協力.....	26
3 国への働きかけ.....	26
別紙1 財政収支見通し(改定時試算).....	27
別紙2 財政収支見通し(策定時試算).....	29
別紙3 財政指標の推移.....	30
別紙4 大規模建設事業一覧.....	33
参 考 茨城県行財政改革推進懇談会委員名簿.....	34

はじめに

本県においては、平成7年度に「茨城県行政改革大綱」を策定し、今年度までを推進期間として、「生活者重視」、「自主的・自立的」、「簡素効率的」な行政運営を目指し、行政改革に積極的に取り組んできたところである。

この間においても、少子・高齢化の進行や、長引く景気低迷による税収の伸び悩み等から、県財政はますます厳しい状況になっていること、さらには、国においては今年前半にも「地方分権推進計画」の策定が予定されており、地方分権が実施の段階を迎えていることなど、県行財政運営を取り巻く環境が急激に変化しており、引き続き行財政改革を強力に推進する必要がある。

このような中、県議会においては、平成9年6月に行財政改革調査特別委員会を設置し、「簡素で効率的な行財政運営のあり方に関する諸問題」について調査審議を進め、平成9年12月に中間報告を、今年3月には最終報告を行ったところである。これらの報告においては、財政健全化のための方策や、組織機構の再編・整備、定員の適正化などに関し、具体的な提言がなされている。

また、外部の有識者で構成する行政改革推進懇談会に、新たに専門部会（財政構造検討部会、行政機構検討部会）を設置し、平成9年12月に「財政健全化のための取り組み」及び「組織機構等の見直し」についての意見をいただくとともに、行政改革推進懇談会においては、行財政改革全般にわたる意見をいただいたところである。

これらの提言及び意見を最大限尊重し、今後の県の行財政改革の指針として、新たに「茨城県行財政改革大綱」を策定したものである。

今後、この大綱に基づき、県議会や県民の皆様の理解と協力をいただきながら、全庁を挙げて行財政改革を推進するものとする。

（平成10年3月）

大綱の改定について

本県においては、「茨城県行財政改革大綱」(推進期間：平成10年度から概ね3年間)に基づき、事務事業の見直し、組織機構の簡素・効率化、計画的な職員数の削減など、全庁一丸となって行財政改革に取り組んでいるところである。

しかしながら、景気の低迷による県税収入の落ち込みなどによって、県財政は、大綱策定時(平成10年3月)の想定をはるかに上回る危機的な状況となっており、「財政再建団体」への転落という、最悪の事態をも想定せざるを得ない状況に立ち至っている。

このような危機を一日も早く克服するため、行財政改革推進懇談会(「行政改革推進懇談会」の名称変更)から意見をいただき、大綱の内容の見直しを行うとともに推進期間を延長し、行財政改革をより一層強力に推進しようとするものである。

なお、今後3年間(平成12年度から14年度)の間に見込まれる財源不足への具体的な方策としての「財政再建プラン」を合わせて策定するものとする。

(平成12年2月)

第1 行財政改革の基本的考え方

1 行財政改革の基本方向

国内外の諸情勢が大きく変化する中で、戦後の経済成長を支えてきた日本型経済社会システムが根本的な見直しを迫られている。民間においては、血のにじむような経営の再構築が行われる一方、国・地方公共団体においても、低迷する経済への対応が求められる中で、急速に進む財政状況の悪化にどのように対処し、財政構造改革を進めていくかという大きな課題に直面するなど、大きな変革の時代の中であって難しい舵取りが迫られている。

このような状況ではあるが、今後の県政運営の基本的な視点としては、将来を見据えた確かな先見性を持ち、今後予想される諸課題に的確に対応できるよう、現時点で、行財政運営全般にわたる改革を行い、新たな発展の基盤づくりや少子・高齢社会への備えを進めていく必要がある。

この観点から、次の基本方向のもとで、行財政改革を推進していくものとする。

社会経済情勢の変化への柔軟な対応

人類共通の課題である地球温暖化、先進諸国に例を見ない少子・高齢化の進行、世界経済の一体化による地域経済への様々な影響やここ数年来の日本経済の停滞及び国・地方を通じた急激な財政悪化など、社会経済は急激に変化している。これらの変化による新たな行政課題にも的確に対応していくために、事務事業や組織・機構などを前例にとらわれることなく柔軟に見直していく。

自主的・自立的な行政体制の確立

地方分権の時代には、自己決定・自己責任の原則のもと、自らの創意と工夫により県行政を運営していく必要がある。このため、県長期総合計画の基本理念である「愛されるいばらきの創造」に向けて、生活者である県民の視点さらには現世代と将来の世代間の公平の視点を基本とした自主的・自立的な行政体制を確立していく。

行財政運営の徹底した簡素・効率化

県財政の危機的な状況を、一刻も早く克服し、21世紀に向けて確固とした行財政基盤を構築していく必要がある。このため、行財政運営全般にわたる見直しを行い、徹底した簡素・効率化を図っていく。

2 大綱の推進期間及び推進事項

推進期間

この大綱は，平成10年度から概ね5年間を推進期間とする。

なお，中期的な財政健全化については平成17年度、定員適正化については平成19年度までの目標を掲げるものとするが，この推進期間中にできる限り実施に努めるものとする。

推進事項

この大綱は，推進期間中に取り組むべき課題について，改革の方向，目標及び具体的推進事項を示したものである。

なお，年度毎に，取り組み内容を具体的に示した実施計画を策定し，計画的に推進するものとする。

また，この大綱に掲げた推進事項以外についても，大綱の趣旨に基づき，積極的な改革に取り組むものとする。

3 大綱の推進方法

行財政改革推進本部等

行財政改革は，全庁一丸となって取り組むことが最も重要であることから，引き続き全庁的な推進体制である茨城県行財政改革推進本部を中心として，各部局毎に推進会議を設置して推進する。

また，推進に当たっては，県議会や茨城県行財政改革推進懇談会の意見を踏まえるものとする。

第2 改革の視点と新たな手法

財政運営の健全化を図るとともに、少子・高齢化をはじめとする新たな行政課題に的確に対応していくためには、

県の将来の発展に必要なものか、県民ニーズに的確に応えているか。

県が本来行うべきか。

効果的・効率的に行われているか。

を基本的な視点として、行財政運営全般にわたる改革を行っていく必要がある。

このため、これらの行財政改革の基本的な視点を、次のように明確化、具体化していくとともに、これらを通じ、職員の意識改革を徹底し、行政による説明責任（アカウンタビリティ）の遂行と、透明性の確保に努めていくものとする。

1 県政情報の積極的な提供と県民ニーズの的確な把握

本県の発展可能性を踏まえ、生活者である県民の立場に立った行政運営を行っていくには、県政の目標などを分かりやすく県民に示すとともに、新しい県民ニーズにも立脚した政策形成を行っていく必要がある。

このため、各種の県政情報を県民に積極的に提供し、県政への参画を促していくとともに、政策形成過程等における県民意見の反映のため、県民ニーズの的確な把握に努めていく。

【推進事項】

広報・広聴機能の充実強化

県民情報センターを核として、広報・広聴機能の充実強化を図る。

広報・広聴機能と政策形成機能の連携強化

本庁部局再編にあわせ、広報・広聴機能と政策形成機能の一層の連携強化を図る。

また、各部各課においても、県民のニーズを的確に捉える努力を自覚的に行い、県民と県政の情報回路の多元的な設定を図る。

パブリックコメント制度の導入

県民の県政への参画をさらに促すため、パブリックコメント制度を導入し、各行政分野においてその活用を図る。

(注)パブリックコメント制度

基本的な施策の立案等を行うに当たって、政策等の趣旨、原案等を公表し、専門家、利害関係人その他広く県民から意見を求め、これを考慮しながら最終的な意思決定を行う制度

2 県の役割の明確化

行財政改革を進めていく上では、県行政の活動領域やその関与のあり方について再整理することが必要である。

このため、事務事業や組織・機構などを見直すに当たっての基本的な視点として、官・民及び県・市町村の役割分担を明確にしていく。

【推進事項】

官・民の役割分担の明確化

国の行政改革委員会が策定した「行政関与の在り方に関する基準」及び「行政関与の仕方に関する基準」を参考としつつ、本県における官・民の役割分担に関する指針について検討を進める。

市町村との役割分担の明確化

国と地方の新たな役割分担については、地方分権推進計画及び地方分権一括法（地方自治法の改正）により明確化されたが、地方における県と市町村の役割分担については、地域の独自性を踏まえた対応をする必要がある。このため、地方分権の進展を踏まえ、本県としての県・市町村の新たな役割分担についての検討を進める。

（注）地方自治法第1条の2（要約）

国は、

- ・ 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ・ 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ・ 全国的規模・視点に立って行わなければならない施策及び事業などを担う。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理する。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に地域における事務及びその他の事務で法律等により処理することとされているものを処理する。

3 効果的・効率的な行財政運営手法の確立

今後の行財政運営においては、目標を明確化し、施策の企画・立案、執行の各段階において、常に、効果的・効率的に進めていくことが重要である。

このため、政策の達成度（効果性）や事務事業執行の効率性などを客観的に評価する手法や、部局の枠組みにとらわれず施策等を横断的に調整・執行するシステムの確立を図る。

【推進事項】

政策評価の推進

政策の達成度（効果性）や事務事業執行の効率性などを客観的に評価する手法として導入した政策評価システムによる政策評価の推進を図る。

発生主義会計手法の導入

説明責任の向上や意思決定にあたっての活用を可能とする発生主義会計手法を導入し、平成12年度から貸借対照表を作成し、公表する。（予定貸借対照表（予算ベース）についても、貸借対照表の導入後、速やかに同様の措置を講ずる。）

また、県全体の財務状況を明らかにするため、一般会計、特別会計、県出資法人会計の連結決算の導入について検討する。

横断的な行政運営手法の確立

マトリックス方式やプロジェクト・チームなどの部局横断的な行政運営手法を積極的に導入するとともに、権限のあり方などを再検討し、その機能強化を図っていく。

第3 財政運営の健全化

県においては、平成3年からの景気後退期において、国と同一歩調で数次にわたる経済対策を実施し、県民生活向上のための生活関連施設の充実など、遅れた社会資本の整備に努めてきた。また、本県の場合は、常磐新線周辺整備や工業団地整備事業について、公社と強い連携を図りながら推進してきたところである。

このように、県は経済対策の一翼を担うことにより一定の役割を果たしてきた（平成4年度から11年度までの間に、景気対策として全会計合計で約4,041億円の事業量を確保）といえるが、県税収入が落ち込む中では、その財源を県債の増発と基金の取り崩しに求めざるを得なかった。

この結果、県債残高は平成11年度末には約1兆3千億円程度と平成3年度末(4,714億円)の3倍近くまで増加し、一般会計の予算額規模を上回っている。一方、一般財源基金は平成11年度末には、平成3年度末(1,763億円)の7分の1以下の約250億円程度まで減少する見込みである。

このような中、平成11年度当初予算を基礎とした、平成12年度までの以降の財政収支見通しによると、平成12年度から14年度の3年間で合わせて約3,300億円という巨額の財源不足が想定され、「財政再建団体」への転落という、最悪の事態をも想定せざるを得ない状況に立ち至っている。

このため、次のとおり、財政運営の健全化のための取り組みを行う。

(注)「財政再建団体」

地方自治体の実質収支が赤字となった場合で、その赤字の額が標準財政規模（県税、普通交付税等経常的な歳入となる一般財源のみをみた財政規模）の5%以上になると「財政再建団体」となる（本県では、標準財政規模が約5,400億円（平成11年度）のため、約270億円以上の赤字となった場合）。その場合の行財政運営は、自治大臣の承認等を受けた「財政再建計画」に基づいて行われるため、実際には国の管理監督下に置かれることとなり、地方自治体の自主性は極めて制限されたものとなる。

(別紙1 財政収支見通し（改定時試算：平成11年度当初予算を基礎に試算）

(別紙2 財政収支見通し（策定時試算：平成9年度当初予算を基礎に試算）

1 財政健全化目標

財政健全化に向けての目標及び推進期間を次のとおりとする。

(1) 財政健全化目標

中期的な財政健全化目標

ア) 財政における節度を確保する観点からの目標

現行の地方財政制度において、地方債と交付税がリンクしている現状を踏まえつつ、現世代が受ける受益が負担を上回る状況を解消すべく、各年度の当初予算において、公債費を除く歳出を県債を除く歳入の範囲内とすることを基本とする。

達成後は、できるだけ早く県債残高が累増しない財政構造の実現を目指すも

のとする。

(注)・地方債と交付税のリンク

交付税措置されている地方債は、償還時に元利償還額の全部又は一部が基準財政需要額に算入される。このため、公債費の中には、交付税で措置されるものが相当部分含まれており（現時点の推計：本県の場合、後年度の元利償還金の約48%が交付税で措置される見込み）、元利償還金の全てが将来の茨城県民の世代の負担となってくるものではない。これを、別の視点で見ると、交付税措置のある県債を活用しない場合には、他県との比較の中で相対的に将来の茨城県の交付税が減額されてしまう結果ともなる。つまり、国と異なり地方の公債費に関しては、同一地域内の世代間の受益と負担に加え、地域間における受益と負担という論点も存在することに留意していく必要もある。

・公債費を除く歳出 = 現世代の受ける行政サービス

・県債を除く歳入 = 現世代の負担

イ) 経常収支比率、起債制限比率など財政指標についての適正水準（全国平均など）の確保

	<u>本 県</u>	<u>全国平均</u>
・経常収支比率	92.8%	(90.6)
・起債制限比率	9.4%	(11.1) など

なお、起債関係指標については、債務負担を加味した実質債務も念頭に置いていく必要がある。

(注) 数値は、平成10年度決算、全国は単純平均

(別紙3 財政指標の推移)

当面の目標

当面は、あらゆる手段を講じ、財政再建団体への転落を回避することを目標とする。

(2) 推進期間

中期的な財政健全化目標年度

財政健全化は、平成17年度を目途としつつも、できるだけ早い時期の達成を目指す。

財政再建期間

平成12年度から14年度までの3年間を財政再建期間とする。

2 財政再建プランの策定

財政再建団体への転落という危機回避に向け、平成12年度から14年度の財源不足に対応するための具体的な方策として「財政再建プラン」を合わせて策定（別添）する。

3 財政健全化を達成するための具体策

財政健全化を達成するために，次の具体策を講ずる。

(1) 中期財政収支見通しの作成

財政健全化を進めるに当たっては，県民の理解と協力が不可欠であることから，中期財政収支見通しを作成し，財政運営の現況とあわせ，公表する。

【推進事項】

中期財政収支見通しの作成

毎年度，中期財政収支見通しを作成し，公表する。

財政運営の現況公表

財政運営の現況を分析的でよりわかりやすく公表する。

(2) 義務的経費等の抑制

組織・機構等の簡素・効率化や事務執行方法等の改善などを徹底することにより，人件費をはじめとする義務的経費等の抑制を図る。

【推進事項】

人件費の抑制

組織・機構の簡素・効率化などを徹底することにより，引き続き一般行政部門職員数の削減を図るとともに，児童・生徒数の減少に伴う教職員配置の適正な定数管理を行い，極力人件費総額の抑制に努める。

(職員数の削減の目標については，第4の2 定員，給与の適正化の項を参照)

内部管理経費等の節減

事務執行方法等の改善に努め，徹底した内部管理経費等の節減を図る。

県債発行の適正管理

将来の公債費負担の累増を抑制するため，県債発行の適正管理に努める。

あわせて，今後，県債の償還が急激に増加し，財政運営を圧迫する恐れがあることから，償還期間の延長、借換等償還方法の多様化、県債管理基金資金の活用などにより公債費の平準化を図る。

(3) 事務事業の見直し

県民生活の向上に必要な施策の財源を確保するとともに，より効果的・効率的な行財政運営を目指し，聖域なき抜本的な事務事業の見直しを進めることにより，歳出の抑制を図る。

【推進事項】

一般行政施策の見直し（補助金の整理合理化を含む。）

官・民の役割分担などを基本的視点としつつ、ゼロベースの考え方にたち、事務事業の必要性、合理性、緊急性などを検討した上、徹底した見直しを行う。また、執行に当たっては、ムダを省き、能率的・効率的に行っていくものとする

特に、補助金については、漫然と継続することなく、官・民及び県・市町村の役割分担の観点を踏まえ、見直しを行うほか、類似補助金等の整理統合・メニュー化、補助率の見直し、所得制限の導入などを進める。なお、サンセット方式の導入についても検討を進める。

これらの見直しを進めることによって、歳出の抑制を図る。

公共事業の抑制

国補公共事業については、国の動向はもとより個々の事業の必要性や緊急性等を踏まえながら、適正な規模とする。

県単公共事業については、平成12年度でその規模が概ね景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準となることから、平成13年度以降は、その時点の財政状況等を勘案し、削減率を定めることとする。

公共事業の効率的執行

限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行を図る観点から、事業効果などを十分踏まえ事業の重点化を進めるとともに、新たに策定する「公共工事コスト縮減対策に関する茨城県行動計画」に基づき、設計VE方式や設計施工一括発注方式等の新たな入札・契約制度の導入を図るなど、公共工事コストの一層の縮減を進める。

(注)・設計VE方式（バリュー・エンジニアリング）：設計段階で民間において技術開発の進展が著しい工事や施工方法等に関する提案を受け、施行することによりコスト縮減が可能となる方式

・設計施工一括発注方式：概略の仕様や基本的な性能・設計等に基づき、設計施工を一括して発注する方式

大規模建設事業の見直し

総事業費が概ね10億円以上の建物等（補助、貸付等により実施するものを含む。）について、社会経済情勢等の変化を踏まえ、緊急性、事業効果等について再点検を実施し、財政再建期間中は、事業の進捗レベルに応じて、事業費の抑制や事業計画の先送りを図る。（別紙4 大規模建設事業一覧）

民間委託の推進

事務事業の効率的執行を図るため、民間委託を積極的に推進する。

多様な社会資本整備方策の検討

民間資金を活用した社会資本整備（PFI）等，多様な社会資本整備方策について検討を進める。

(4) 公営企業の経営効率化

公営企業について，経営の総点検を行い，経営の健全化・効率化を推進し，経営基盤の一層の強化を図る。

【推進事項】

企業局の経営効率化

企業局事業について，経営の総点検を行い，中期的な経営計画を策定し，これに基づき，経営の健全化・効率化を推進する。

病院事業の経営改善

病院事業について，一層の経営改善を進め，赤字の解消に努める。

(5) 歳入の確保

租税負担の公平性の確保の観点から県税滞納額の縮減に努めるとともに，未利用財産の売却推進や使用料，手数料などの見直しを行い，歳入の確保に努める。

【推進事項】

県税滞納額の縮減等

租税負担の公平性確保の観点から，徴税確保対策を充実し，県税滞納額の縮減に努める。併せて，市町村と連携・協力した広域的な徴収体制を整備する（一部事務組合の設立）。

県有財産の売却推進等

県有財産管理の適正化・効率化を進める一方、未利用財産のうち処分可能な財産について売却を推進する。

受益者負担の適正化

受益者負担の適正化の観点から，使用料，手数料等の見直しに努める。

自主税財源の充実確保策の研究

法定外普通税の許可制度の廃止，法定外目的税の創設などの制度改正を踏まえ、自主税財源の確保策について研究する。

第4 行政運営体制等の再編・整備

行財政運営の徹底した簡素・効率化を図るとともに、少子・高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化への柔軟な対応、さらには地方分権の進展を踏まえた自主的・自立的な行財政運営体制を確立していくため、次のとおり、行政運営体制等の再編・整備を進める。

1 組織・機構等の簡素・効率化

本庁、出先機関など、組織・機構等について、次のとおり見直しを行い、簡素・効率化を推進する。

(1) 組織の再編・整備

知事部局

ア 本庁の再編・整備

本庁組織を、次の視点に基づき、再編・整備する。

- ・ 社会経済情勢の変化に的確に対応し、今後、重点的に取り組むべき新たな課題を積極的に推進するため、最も効果的な組織体制を整備するとともに、行政ニーズの増減に伴い、需要が相対的に低下している部門は統廃合などにより規模の縮小を図る。
- ・ 複数の部・課で行われている類似・関連する施策を可能な限り大括りし、同一のセクションにおいて所管できるようにするとともに、総合的な政策形成、評価及び調整機能の強化を図る。
- ・ 可能な限り、部・課及びグループの簡素化を図り、組織のスリム化を目指す。

(注)平成9年4月1日現在の本庁組織：8部2局(出納事務局を含む)81課(局・室)

平成11年4月1日現在の本庁組織：7部1局(出納事務局を含む)74課(局・室)

【推進事項】

福祉部と衛生部の統合

今後の少子・高齢社会に向けて、また平成12年度からの介護保険の導入に向けて、福祉行政と保健・医療行政を総合的、効率的に推進するため、福祉部と衛生部を統合する。

なお、統合にあわせて、次の視点に立った業務の再編を行う。

- ・ 老人福祉行政と老人保健行政の一元化
- ・ 母子福祉行政と母子保健行政の一元化
- ・ 心身障害者福祉行政と精神保健福祉行政の一元化

- ・ 社会福祉法人及び医療法人の指導体制の一元化
- ・ 福祉，保健及び医療分野に係る人材育成に関する行政の一元化
- ・ 福祉及び保健・医療に関する情報の提供体制の一元化
- ・ 感染症対策など，公衆衛生分野における機動性の確保

(平成11年度実施)

農林水産部と農地局の統合

農政の総合的推進体制を整備するため，農林水産部と農地局を統合する。
なお，統合にあわせて，次の視点に立った業務の再編を行う。

- ・ 農業振興計画及び長期土地改良計画等の策定に当たっての連携強化
- ・ 農地等基盤整備事業と営農，経営指導の連携強化
- ・ 農地利用調整部門の集約
- ・ 農村環境整備対策の集約

(平成11年度実施)

総合調整機能の充実強化

総務部，企画部における総合調整機能の見直しを行い，県政全般にわたる総合的な政策調整機能については，知事直轄とし，その充実強化を図る。

あわせて，広報・広聴機能との連携を強化する。

(平成11年度実施)

各部局における政策形成機能の強化

各部局における政策形成機能を強化するため，各部局幹事課機能を見直す。

あわせて，各部局に配置されている「企画員」の機能を強化し，各部局横断的な政策調整のためのシステムとして再構築する。

(平成11年度実施)

科学技術振興体制の確立

筑波研究学園都市をはじめとする科学技術に関する集積を踏まえ，その振興を積極的に推進するための組織体制を確立する。

課の見直し

部局の再編にあわせ，分掌事務の全庁的見直しを行い，課（課に相当する局・室を含む。）についても，簡素・効率化の視点から見直しを行い，1割程度の削減を目指す。

(平成11年度の見直し：81課を74課に再編(7課))

イ 出先機関の見直し

次の視点に基づき、出先機関の見直しを進める。

- ・ 行政機関については、今後の地方分権の進展を見据えるとともに、市町村と協同して、地域における総合的な行政を担う必要があることから、県と市町村との役割分担を踏まえ、権限委譲とその集約化に努める。
- ・ 県立社会福祉施設などの公の施設については、民間施設の整備状況等を勘察しながら、「民間に任せられるものは民間に任せる」という視点に立ち、その管理運営体制等の見直しを進める。
- ・ 行政需要の変化に対応した出先機関の統廃合を進めるとともに、特に、小規模な出先機関については、その再編整備を積極的に行う。

(注)平成9年4月1日現在の出先機関 136所42支所

平成11年4月1日現在の出先機関 131所42支所

【推進事項】

出先機関のあり方検討

本庁組織の再編や今後の地方分権の進展，さらには市町村合併を含む広域行政の動向を踏まえ，出先機関の今後のあり方について検討を進める。

福祉事務所と保健所の連携強化

介護保険の導入等に伴い，福祉，保健の総合的な施策展開を図るため，福祉事務所と保健所について，人事交流や組織的連携など，機能的な連携強化を図る。

なお，保健所については，地域保健法の施行等に伴い，12所に再編統合する。

(注)平成11年度に，笠間保健所を水戸保健所に，常陸太田保健所を大宮保健所に統合。

地域農業改良普及センターと土地改良事務所の連携強化

営農指導と土地基盤整備の効果的な推進を図るため，地域農業改良普及センターと土地改良事務所の機能的な連携を強化する。

中央児童相談所，婦人相談所，知的障害者更生相談所，身体障害者更生相談所の統合

多様化，複合化している県民の相談ニーズに的確に対応するために，中央児童相談所，婦人児童相談所，知的障害者更生相談所，身体障害者更生相談所の統合を検討する。(平成11年度実施：福祉相談センターとして統合)

県立社会福祉施設の見直し

県立社会福祉施設について，民間社会福祉施設の整備充実に伴い，民間施設と機能的に競合する施設などについては，入所者の処遇に配慮しながら，民間

委託，廃止を含めて，その管理運営体制及び入所定員などについて見直しを進め、今後の福祉ニーズに適切に対応しうる施策に重点的に取り組んでいく。

なお，今後，県立施設は，法令により設置が義務づけられているもののほか，先駆的で，高度なサービスを提供する必要がある分野での整備を進めるものとする。

(注)県立社会福祉施設（県営）

- ・ 長生園（救護施設，特別養護老人ホーム）
- ・ 内原厚生園（知的障害児施設，知的障害者更生施設）
- ・ リハビリテーションセンター（肢体不自由者更生施設，重度身体障害者更生援護施設，重度身体障害者授産施設）
- ・ 友部みどり学園（養護施設）
- ・ 茨城学園（教護院）……児童福祉法に基づき義務設置
- ・ こども福祉医療センター（肢体不自由児施設）
- ・ 暁寮（ろうあ児施設）
- ・ 若葉寮（婦人保護施設）

産業技術専門学院の再編整備

社会経済情勢の変化などに伴い，適正な地域配置等を勘案の上，再編整備を進める。

また，産業構造や就業構造の変化及び少子化，高学歴化に対応した訓練課程・科目等の見直しを行う。

試験研究機関の運営見直し

研究内容や研究成果等に関して評価制度を導入する。

また，筑波研究学園都市の豊富な基礎研究を活用し，県内中小企業等へ移転していくコーディネート機能の充実を図る。

あわせて，人事交流や共同研究などを積極的に推進するとともに，民間企業との連携，国立の機関を含む試験研究機関相互の連携を強化していく。

行政需要の変化に対応した見直し，小規模機関の再編整備

行政需要の変化に対応した出先機関の見直しを推進するとともに，小規模出先機関についても，再編整備を促進する。

教育委員会

ア 教育庁組織の見直し

教育をめぐる様々な課題に的確に対応し，教育行政をより効果的に進めていくために，教育庁本庁組織及び出先機関の見直しを行う。

【推進事項】

学校教育指導部門と管理部門の連携強化

学校教育をより一層効果的に推進するために、学校教育指導部門（指導課）と管理部門（義務教育課，高校教育課）について，連携を強化する。

（平成11年度実施）

企画調整機能の充実強化

地方分権の進展等に対応するために，教育行政における企画調整機能を充実強化する。

（平成11年度実施）

生涯学習行政の効果的・効率的推進

生涯学習行政を効果的・効率的に推進するために，教育事務所生涯学習部門と生涯学習センターの一元化を進める。

あわせて，市町村との役割分担を踏まえ，市町村支援体制のあり方を見直す。

（平成11年度実施）

イ 県立高等学校編成配置の適正化

今後の生徒数の減少及び私立高等学校との役割分担を勘案し，県立高等学校編成配置の適正化を進める。

【推進事項】

県立高等学校編成配置の適正化

高等学校審議会の答申を踏まえ，学校の規模・配置の適正化、学科改編及び新しいタイプの学校（全日制課程の単位制高等学校、総合学科の高等学校及び中高一貫教育校）への改編等を考慮し、県立高等学校の再編整備の計画を策定して、編成配置の適正化を進める。

(2) 執行体制の見直し

意思決定の効率化など，迅速な行政運営を行っていくために，職制やグループ制などの執行体制についても，一層の簡素・効率化を図っていく。

【推進事項】

組織のフラット化の推進，グループ制の見直し

県民ニーズに迅速かつ的確に応えていくためには，組織の柔軟性，機動性を確保する必要があり，職制の見直しや権限を下位の職に委譲するなど，組織のフラット化を進める。

また、グループ制については、その運用が硬直化の傾向にあるため、見直しを進める。

(注)グループ制

昭和53年度から54年度にかけて、従来の係制に代えて、本庁は課長補佐をグループ・リーダーとし、出先機関は主任係長をグループ・リーダーとするグループ制度を導入した。

内部管理部門の合理化

庶務や経理などの内部管理機能は、できる限り集約化するなど、徹底した合理化に努める。

(3) 付属機関等の見直し

行政運営の簡素・効率化の視点から付属機関等の見直しを進めるとともに、本来の機能を積極的に果たし得るよう運営の改善にも努める。

【推進事項】

審議会等の付属機関の見直し

地方分権一括法による必置規制の廃止・緩和措置を踏まえ、審議会等の付属機関の見直しを進めるとともに、その運営の改善にも努める。

なお、見直し及び運営の改善に当たっては、行政改革会議最終報告で示された、国の審議会等の改革の基本方針を参考とする。

(注)平成9年4月1日現在の付属機関数

法律に基づく付属機関 76

条例に基づく付属機関 23

付属機関以外の懇談会等の見直し

付属機関以外の懇談会等についても、付属機関に準じ、見直し及び運営の改善に努める。

女性委員の積極的起用

いばらきハーモニープランに基づき、女性委員の積極的起用に努める。

(注)目標：平成17年度に30% (平成11年1月1日現在：19.3%)

(4) 出資法人等の見直し

出資法人等について、その運営をより適切なものとするため、事業内容のあり方、県との役割分担、県の関与のあり方などの視点からの見直しを進める。

【推進事項】

出資法人の見直し

出資法人については，県出資団体調査特別委員会調査結果報告（平成9年3月）を踏まえ，見直しを進める。

（注）平成10年3月1日現在の出資法人数

財団法人，社団法人等	46法人（うち県が25%以上出資	33法人）
株式会社	17法人（うち県が25%以上出資	9法人）

出資法人の運営適正化の促進

出資法人については，「第三セクターに関する指針」（平成11年5月自治省通知）等に基づき，運営の適正化を促進する。

出資法人の指導監督の強化

出資法人指導監督基準（平成11年4月改定制定）に基づき，団体の実情に応じた指導監督を強化する。

出資法人以外の団体の見直し

出資法人以外で，県が財的・人的支援を行っている団体について，その設立及び運営の適正化を進める。

2 定員，給与の適正化

(1) 定員の適正化（定員適正化計画）

事務事業の見直しや事務改善，組織機構の見直し，さらには業務の民間委託などに取り組み，全庁的に職員数の抑制を基調とした定員適正化を推進する。

特に，一般行政部門及び教育部門については，平成10年度から19年度までの10年間において，あわせて約2,360人削減することを目標とする。

（注）平成9年4月1日現在職員数（平成11年4月1日現在職員数）

一般行政部門	6,612人	（6,405人）
教育部門	26,765人	（26,168人）
その他の部門	5,987人	（6,044人）

【推進事項】

定員管理手法の検討

定員適正化に向けて，定員の適正かつ計画的な配分を図るため，定員シーリング方式（一律削減再配分方式）の継続や早期退職制度の導入など，より合理的な手法についての検討を進める。

一般行政部門（知事部局（大学及び病院を除く。），県議会事務局，監査委員事務局，人事委員会事務局，地方労働委員会事務局）

一般行政部門職員数は、自治省第6次定員モデルを下回り、全国第2位のスリム度（平成11年度：3.36%）にあるものの、行財政運営をめぐる極めて厳しい環境を踏まえ、一層のスリム化を目指し、事務事業の見直しや組織機構の再編、事務執行方法等の改善などを進めることによって、平成10年度から19年度までの10年間において、約660人（平成9年4月1日現在の職員数6,612人の10%）を削減する。

教育部門（教育委員会）

児童・生徒数の減少が見込まれることから、現行制度に基づく教職員配置の適正な定数管理などを進めることにより、平成10年度から19年度までの10年間において、約1,700人を削減する。

その他の部門

知事部局の大学及び病院、企業局については、効率化等の視点から、職員数の抑制に努める。

警察本部については、警察官は警察法施行令に基づく配置を行うほか、警察官以外の職員については抑制に努める。

(注)平成9年4月1日現在のその他部門の職員数（平成11年4月1日現在職員数）

・大 学 109人（118人：医療大学の学年進行等による増）

・公営企業等 1,445人（1,449人：医療大学付属病院の増床等による増）

・警察本部 4,433人（4,477人：政令定数改正に伴う警察官の増）

定員管理状況の公表

定員適正化の推進状況を含め、定員管理の状況について、毎年度公表する。

(2) 給与の適正化

給与制度の適正運用に努めるとともに、諸手当等については、社会経済情勢の変化に合わせ、適切な見直しを進める。

【推進事項】

給与の適正化

社会経済情勢の変化にあわせ、特殊勤務手当等について見直しを進める。

3 人材の育成

(1) 職員の能力開発

地方分権の時代には，自己決定・自己責任の原則のもと，社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう行政体制を強化することが重要であり，そのためには，組織・機構等の再編・整備にあわせ，職員の資質のより一層の向上を図る必要がある。

このため，今後の人材育成に関する基本方針を策定し，当該方針に基づく研修等を実施するなど職員の能力開発に努めていく。

【推進事項】

人材育成に関する基本方針の策定

職員の能力開発を効果的に推進するために，人材育成の目的，方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定する。(平成11年度策定)

研修所研修の充実

政策形成能力や政策法務能力等を育成する研修を強化するなど，自治研修所における研修を充実するとともに，人材育成に関する基本方針を踏まえた今後の研修所研修のあり方についての検討を進める。

職場研修の推進

日常的に職員個人の特性に応じたきめ細かな個別指導を行うとともに，職場の活性化を図るために，職場研修を推進する。

自己啓発の推進

職員の意欲，主体性を高揚し，職員一人ひとりが自己啓発に取り組みやすい職場風土づくりに努める。

新規採用職員研修の充実

新規採用職員研修について，市町村施設，民間社会福祉施設等における実地体験研修の導入など，その充実を図る。(平成10年度導入)

民間企業等派遣研修の充実

職員の意識改革や幅広い見識を身につけた職員の育成等を図るために，民間企業等派遣研修先を充実する。

人事交流の推進

職員の意識改革や先進的な行政手法の実地での習得，幅広い視野の涵養等を図るため，県と国，県と他の都道府県，県と市町村間の人事交流を積極的に推進する。

(2) 適切な人事管理の推進

人材育成に関する基本方針を踏まえ、職員が個々の持つ能力を最大限に発揮できるとともに、勤務意欲の向上が図られるよう適切な人事管理を推進する。
また、公務員倫理の一層の徹底を図っていく。

【推進事項】

庁内公募の充実

組織の活性化や職員の勤務意欲の向上を図るため、対象業務を拡大するなど、特定業務・派遣研修等に対する庁内公募を充実する。

勤務実績と能力の一層の重視

勤務実績と能力を一層重視した人事評価を行い、職員が個々の持つ能力を最大限発揮できるよう人材の登用を進める。

高齢者雇用の検討

年金支給開始年齢の引き上げに伴い、高齢者雇用に関する検討を進める。

公務員倫理の徹底

県民の県政に対する信頼を確保するために、公務員倫理の一層の徹底を図る。

4 事務執行方法等の改善

(1) 県民サービスの向上等

県に対する申請等について、その事務処理の簡素化やより身近な機関への権限委譲など、県民の立場に立った見直しを進め、県民負担の軽減を図り、県民サービスの向上に努める。

【推進事項】

申請書類等の簡素化，押印の見直し

国における「申請負担軽減対策(平成9年2月閣議決定)」や「押印見直し結果(平成10年1月総務庁報告)」などを参考としつつ、引き続き、申請書記載事項や添付書類の簡素化，押印の見直しに努める。

事務処理期間の短縮

行政手続法・条例に基づく標準処理期間など、申請等の事務処理に要する期間の短縮に努める。

許認可等の事務の見直し

社会経済情勢の変化にあわせ，県民の活動を規制する許認可等について，そのあり方や有効期間などについて，見直しを進める。

市町村への権限委譲の推進

地方分権一括法（地方自治法の改正）で新たに制度化された「条例による事務処理の特例制度」により，市町村との役割分担を踏まえ，地域の実情に応じた権限委譲を推進する。

出先機関への権限委譲の推進

県民の利便性の確保及び現地処理の効率性の観点から，引き続き出先機関への権限委譲を進める。

窓口開設時間等の見直し

公の施設の開館時間などについて，利用者の立場に立った見直しを進める。

窓口等における対応の改善

職場研修などを通じ，引き続き，職員の窓口等における対応の改善に努める。

(2) 事務処理の改善

行政内部においても，事務事業の効率的執行を図るため，目標の明確な設定，スケジュール管理の徹底など，運営プロセスの改善に努める。
また，職員自らの創意工夫による事務改善を推進する。

【推進事項】

目標による管理・スケジュール管理の徹底，事務処理の標準化の推進

事務事業の効率的執行を図るため，目標による管理，スケジュール管理を徹底する。

あわせて，事務処理の標準化を推進する。

事務改善の推進

職員自らによる事務処理の簡素・効率化等のための改善を促すため，自主改善や職員提案などの事務改善運動を推進する。

県庁エコ・オフィスプランの推進

茨城県環境保全率先実行計画(県庁エコ・オフィスプラン)(平成10年2月策定)に基づき，事務事業を執行するに当たって，全ての職員が環境に配慮した行動を実践することにより，省エネルギー，省資源の推進などに努める。

(注)主な削減目標

電気使用量	10%削減
公用車燃料使用	10%削減
用紙類の使用量	10%削減
上水使用量	10%削減

ISO14001の導入

ISO14001を県の組織で導入し、事務事業の効率的な執行、継続的な改善活動等を通して省エネルギー・省資源などを実証することにより、全庁的な事務改善に資する。

(注)ISO14001：国際標準化機構が定めた環境マネジメントシステム（環境に与える影響を低減するための経営の仕組み）の国際規格で、認証を取得するには審査登録機関の登録審査が必要。

5 行政情報化の推進

インターネットの急速な普及をはじめとする高度情報社会の進展に対応して、情報通信技術を積極的に活用し、行政事務の電子化、行政情報の共有化や県民との情報交流の充実等により、行政事務の効率化・高度化及び県民サービスの質的向上を図る。

【推進事項】

計画的な情報化の推進

茨城県高度情報化推進計画（平成11年3月策定）に基づき、高度情報化推進本部（平成11年7月設置）を中心に、高度情報社会に対応した情報化を計画的に推進する。

行政情報化による事務処理の効率化・高度化

県庁舎において、平成12年度に情報端末が一人一台整備されることとなる行政情報ネットワークシステム（電子メール、電子掲示板、文書管理、統計情報等）を十分活用するとともに、県庁舎と出先機関を結ぶネットワーク環境の整備を進め、一層の事務処理の効率化・高度化を図る。

行政情報化に関する知識及び技能を有する職員の養成

行政情報化を計画的かつ効率的に推進できる知識及び技能を有する職員を養成するため、計画的な研修の実施や研修環境の充実に努める。

行政情報化による県民サービスの向上

行政情報サービスの充実、申請等の電子化の推進、インターネットを利用し

た広聴の充実などにより、県民サービスの一層の向上に努める。

高度情報化に対応した行政運営の推進

県庁内のLANやインターネットなどの高度情報基盤を積極的に活用するため、電子決裁を含む文書管理（あるいは事務）の総合的な情報システムなど新たな行政運営手法等についての検討を進める。

ネットワークの安全な利用のための環境整備

ネットワークを通じた外部からの不正進入等による情報の漏洩等を防止するため、ウィルス進入の防止措置、ファイアウォールの設置、暗号技術や認証技術などについて最新技術の導入を進める。

6 行政運営の公正の確保，透明性の向上

県民の信頼のもとに県政を推進していくため，行政手続制度や情報公開制度の適正運用を図るなど，引き続き行政運営の公正の確保と透明性の向上に努めていく。

【推進事項】

行政手続制度の適正運用

定期的に審査基準や標準処理期間の見直しを行うなど，行政手続法・条例の適正運用に努める。

（注）行政手続法（平成6年10月1日施行），行政手続条例（平成7年8月1日施行）

情報公開制度の適正運用

情報公開制度の適正運用に努めるとともに，情報公開法制定を踏まえ，対象公文書、請求権者、実施機関の範囲などの見直しを行う。

監査制度の充実

監査委員監査について，行政監査の充実を図っていくとともに，監査の結果に対する各執行機関等の措置状況を公表する。

また，新たに制度化された外部監査を導入する。（平成11年度導入）

入札制度の改善

低入札価格調査制度の適用範囲を拡大するとともに，設計VE方式、設計施工一括発注方式等の新たな入札・契約制度の導入を図る。

（注）設計VE方式、設計施工一括発注方式（11頁参照）

第5 行財政改革の推進に当たって

1 県民の理解と協力

行財政改革を実施し、新たな体制づくりを目指す過程では、相当の痛みを伴うことが予想される。これを克服し行財政改革を実現していくためには、職員の意識改革を徹底することはもとより、県議会ははじめ県民の理解と協力を得ていくことが、何よりも必要である。このため、この大綱の計画や目標などを分かりやすく公表するとともに、その推進状況の積極的な公表・広報に努めるものとする。

2 市町村との連携・協力

地方分権の時代には、県と市町村が対等・協力の関係のもと、密接な連携を保って地方行政を担っていく必要がある。行財政改革を推進するに当たっても、新たな県と市町村の役割分担を踏まえつつ、市町村の理解と協力を得て進めていくものとする。

また、住民に身近な基礎的地方公共団体である市町村が地方分権の主たる担い手となることから、合併や広域連合などの広域行政を推進し、引き続き市町村の行財政基盤の充実強化を積極的に支援していく。

このため、平成12年中に、市町村の合併パターンを主な内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」を策定し、合併を一層強力に促進する。

3 国への働きかけ

地方公共団体が、自主的・自立的な行財政運営を展開し、地方分権を実効あるものとするためには、財政基盤の充実強化が不可欠である。このため、全国知事会等と連携を図りながら、税財源の移譲、法人事業税への外形標準課税の導入、地方交付税の総額確保等の制度改革の実現に向けて積極的に国に働きかけていくものとする。

別紙 1

中期財政収支見通しについて (改定時試算 :平成 11年度当初予算を基礎に試算)

1 試算の基本的考え方

この財政収支見通し(試算)は、これまでのような予算編成を今後も続けた場合、将来の県財政がどのような姿になるかについて、現行の制度・施策を前提に平成 11年度一般会計当初予算を基礎として試算したものである。なお、地方債については通常分のみを計上した。(従って、財源対策債は、平成 12年度以降は計上していない。)

2 各項目の推計の考え方

- (1) 地方税等の推計の前提となる名目経済成長率は、平成 12年度から平成 14年度までは年 0%とし、平成 15年度から平成 17年度までは年 3.5% (のケース)と年 1.75% (のケース)の2つのケースを試算している。
- (2) 扶助費、補助費等は過去の伸び率を参考に推計している。
- (3) 投資的経費のうち、大規模な事業で計画が把握できるものについては計画額を、それ以外については公共事業も含めて平成 11年度と同額を計上している。

3 財政収支見通し(試算)

のケース

(平成 12年度から14年度は名目経済成長率年 0%、平成 15年度から17年度は名目経済成長率年 3.5%)

(単位 ;億円)

区 分		平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
歳入	地方税	3,674	3,500	3,500	3,500	3,700	3,800	4,000
	国庫支出金	1,753	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	地方債	1,296	1,000	1,000	900	1,000	900	900
	その他歳入	3,709	3,800	3,800	3,800	3,800	4,000	4,100
	歳入合計	10,432	10,100	10,100	10,000	10,300	10,500	10,800
歳出	人件費	3,497	3,600	3,600	3,700	3,800	3,900	3,900
	扶助費	524	600	600	600	700	700	700
	公債費	1,003	1,200	1,300	1,400	1,400	1,400	1,500
	投資的経費	2,864	2,800	2,900	2,800	2,900	2,700	2,800
	補助費等	1,427	1,400	1,400	1,400	1,400	1,500	1,500
	その他歳出	1,455	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	歳出合計	10,770	11,000	11,200	11,300	11,600	11,600	11,800
財源不足額 (-)	338 (基金取崩)	900	1,100	1,300	1,300	1,100	1,000	

(備考) 平成 11年度末の一般財源基金残高見込額は約 250億円である。

のケース

(平成12年度から14年度は名目経済成長率年0%、平成15年度から17年度は名目経済成長率年1.75%)

(単位:億円)

区 分		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
歳入	地方税	3,674	3,500	3,500	3,500	3,600	3,700	3,800
	国庫支出金	1,753	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	地方債	1,296	1,000	1,000	900	1,000	900	900
	その他歳入	3,709	3,800	3,800	3,800	3,800	3,900	3,900
	歳入合計	10,432	10,100	10,100	10,000	10,200	10,300	10,400
歳出	人件費	3,497	3,600	3,600	3,700	3,800	3,900	3,900
	扶助費	524	600	600	600	700	700	700
	公債費	1,003	1,200	1,300	1,400	1,400	1,400	1,500
	投資的経費	2,864	2,800	2,900	2,800	2,900	2,700	2,800
	補助費等	1,427	1,400	1,400	1,400	1,400	1,500	1,500
	その他歳出	1,455	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	歳出合計	10,770	11,000	11,200	11,300	11,600	11,600	11,800
財源不足額 (-)	338 (基金取崩)	900	1,100	1,300	1,400	1,300	1,400	

(備考) 平成11年度末の一般財源基金残高見込額は約250億円である。

別紙 2 財政収支見通し（策定時試算：平成 9 年度当初予算を基礎に試算）

1 試算の基本的考え方

この財政収支見通し(試算)はこれまでのような予算編成を今後も続けた場合、将来の県財政がどのような姿になるかについて、現行の制度・施策を前提に平成 9 年度一般会計当初予算を基礎として試算したものである。なお、地方債については通常分のみを計上した。(従って、財源対策債は平成 10 年度以降は計上していない。)

2 各項目の推計の考え方

- (1) 地方税等は名目経済成長率年 3.5%を前提としている。なお、地方消費税は平成 10 年度に平年度化する。
- (2) 扶助費、補助費等は過去の伸び率を参考に推計している。
- (3) 投資的経費のうち、大規模な事業で計画が把握できるものについては計画額を、それ以外については公共事業も含めて平成 9 年度と同額を計上している。

3 財政収支見通し（試算）

(単位：億円)

区分	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	
歳入	地方税	3,586	4,300	4,400	4,600	4,800	5,000
	国庫支出金	1,912	1,900	1,900	1,900	2,000	2,000
	地方債	1,566	1,300	1,300	1,100	1,100	1,300
	その他歳入	3,388	3,600	3,500	3,600	3,600	3,700
	歳入合計	10,452	11,100	11,100	11,200	11,500	12,000
歳出	人件費	3,405	3,500	3,500	3,600	3,700	3,800
	扶助費	467	500	500	600	600	600
	公債費	864	1,100	1,100	1,200	1,400	1,400
	投資的経費	3,636	3,900	3,700	3,500	3,400	3,700
	補助費等	1,168	1,600	1,700	1,700	1,900	2,000
	その他歳出	1,481	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
歳出合計	11,021	12,100	12,000	12,100	12,500	13,000	
財源不足額 (-)	569 (基金取崩)	1,000	900	900	1,000	1,000	

(備考)1 平成 9 年度末の一般財源基金残高見込額は 540 億円である。

2 平成 9 年度は、地方消費税未平年度化分を臨時税収補てん債として 110 億円計上している。

別紙 3

財政指標の推移（普通会計決算）

（単位：％、億円）

年度		H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	順位	H 1 0	順位	備 考	
区分	茨 城												
	全国平均												
財政力指数	茨 城	0.60645	0.60742	0.60793	0.59627	0.58804	0.58008	0.58562	(10)	0.59327	(10)		
	全国平均	0.50786	0.50690	0.50228	0.49423	0.48645	0.47933	0.48128		0.48338		単純平均	
経常収支比率	茨 城	69.9	75.1	80.2	83.6	84.4	84.8	90.6	15	92.8	17		
	全国平均	69.2	74.3	79.4	83.1	83.9	83.7	88.3		90.6		〃	
公債費負担比率	茨 城	9.5	9.4	9.4	9.7	11.0	11.5	12.5	39	13.6	40		
	全国平均	11.2	11.7	11.2	13.1	13.7	14.7	16.1		17.1		〃	
起債制限比率	茨 城	7.9	7.7	7.5	7.6	7.8	8.0	8.6	41	9.4	38		
	全国平均	8.8	9.1	9.5	10.0	10.3	10.5	10.7		11.1		〃	
地方債現在高比率 (a/d)	茨 城	100.7	105.4	116.9	133.6	155.5	173.1	192.5	39	219.3	34		
	全国平均	116.6	131.4	152.0	171.5	201.3	220.4	230.3		247.1		加重平均	
債務負担行為比率 (b/d)	茨 城	57.7	66.7	69.1	73.0	81.6	87.0	91.2	1	64.3	2		
	全国平均	25.6	30.8	34.2	36.9	37.8	35.9	35.4		31.9		〃	
実質債務残高比率 (a+b/d)	茨 城	158.4	172.1	186.0	206.6	237.1	260.1	283.7	14	283.6	20		
	全国平均	142.2	162.2	186.2	208.4	239.1	256.3	265.7		279.0		〃	
基金現在高比率 (c/d)	茨 城	43.8	41.4	41.3	37.3	33.4	29.7	23.1	18	12.8	9		
	全国平均	34.2	36.0	35.3	33.4	29.7	27.4	22.0		18.3		〃	
ラスパイレス指数	茨 城	104.2	104.0	104.0	104.0	103.7	103.7	103.6	14	103.5	15		
	全国平均	103.6	103.5	103.6	103.4	103.3	103.2	103.1		103.0		単純平均	
参	歳出決算額	茨 城	8,878	9,460	9,985	10,413	10,422	10,666	11,201	(12)	11,860	(12)	
		全国平均	9,621	10,094	10,480	10,669	11,239	11,227	11,075		11,623		
考	地方債現在高 a	茨 城	4,855	5,209	5,815	6,557	7,700	8,841	10,182	(17)	11,804	(16)	
		全国平均	6,005	6,736	7,544	8,380	9,894	11,130	12,214		13,434		
考	債務負担行為 額 b	茨 城	2,780	3,294	3,439	3,583	4,041	4,422	4,825	(4)	3,459	(4)	債務負担による支出予定額
		全国平均	1,316	1,581	1,698	1,803	1,859	1,814	1,879		1,737		
考	基金現在高 (特定目的基金含む) c	茨 城	2,113	2,043	2,055	1,833	1,654	1,517	1,222	(20)	690	(31)	
		全国平均	1,759	1,846	1,751	1,629	1,458	1,382	1,166		996		
考	標準財政規模 d	茨 城	4,821	4,941	4,975	4,908	4,951	5,107	5,290	(12)	5,382	(12)	
		全国平均	5,148	5,127	4,962	4,886	4,914	5,049	5,303		5,438		

* 順位は財政分析指標上好ましくない方からの全国順位、但し()は大きい方からの全国順位である。

$$\begin{aligned} \text{財政力指数} &= \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \times 100 \text{ の過去 3 年間の平均} & \text{経常収支比率} &= \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100 & \text{公債費負担比率} &= \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100 \\ \text{起債制限比率} &= \frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)} \times 100 \text{ の過去 3 年間の平均} \end{aligned}$$

A：元利償還金（公営企業債分及び繰上償還分を除く）
 B：元利償還金に充てられた特定財源
 C：普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費
 D：標準財政規模
 E：普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
 （普通会計に属する地方債に係るものに限る）

別紙 4 大規模建設事業一覧

(単位：億円)

番号	事業名	概算事業費	平成12年度事業内容
1	常磐新線事業主体等支援事業	約 1,561	出資及び貸付
2	畜産センター整備事業	約 175	備品購入
3	新大洗水族館整備事業	約 165	建設工事
4	かマツカースタジアム整備事業(特別会計)	約 225	建設工事
5	県営体育施設再編整備事業	約 214	建設工事
6	鹿島セントラルビル整備事業(貸付金)(特別会計)	約 125	(建設工事)
7	行方地域中核病院整備事業(補助金)	約 41	(建設工事)
8	常陸太田合同庁舎整備事業	約 37	(建設工事)
9	新カウイク水戸整備事業(債務負担事業)	約 66	(建設工事)
10	水戸赤十字病院整備事業(補助金)	約 18	(建設工事)
11	龍ヶ崎地域中核病院整備事業(補助金)	約 15	(建設工事)
12	やさしさのまち「桜の郷」整備事業	約 267	用地造成，調査
13	県立知的障害施設再編整備事業	約 24	実施設計
14	牛久警察署建設事業	約 24	基本計画
15	地域がんセンター整備事業(補助金)	約 37	-
16	空港整備推進事業	未定	実施設計
17	霞ヶ浦環境センター整備事業	未定	調査
18	メディアパークシティ整備事業	未定	基本構想具体化検討
19	ひたちなか国際展示場整備事業	未定	基本構想具体化検討
20	奥久慈川遊びの郷整備事業	未定	基本構想具体化検討
21	つくばグリーンパーク整備事業	未定	基本構想
22	波崎レクリエーション拠点整備事業(特別会計)	未定	基本構想
23	県北生涯学習センター整備事業	未定	内部検討
24	吾国山洗心館整備事業	未定	内部検討
25	環境科学センター整備事業(公害技術センター再編)	未定	-

(注) 1 概算事業費は，平成12年2月時点のものである。

2 従来この一覧表に掲げていたもので平成11年度までに事業が終了した6事業については除くこととし、新たな事業として「10番」と「11番」を追加した。また、「総合流通センター整備事業」は、工業団地造成事業の一つとして別途進行管理を図ることとし、この表から除いた。

参考

茨城県行財政改革推進懇談会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
石 島 弘 之	茨城県医師会常任理事
宇留野 光 子	茨城県身体障害者施設協議会会長
海老沢 政 次	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長
加倉井 豊 邦	茨城県農業協同組合中央会等（農協四連）副会長
工 藤 栄 子	元茨城県女性団体連盟代表議長
鈴 木 勝 蔵	(株)エスエスケー社長
帯 刀 治	茨城大学教授
友 末 忠 徳	(株)茨城新聞社社長
幡 谷 祐 一	茨城県信用組合理事長
古 川 俊 一	筑波大学助教授
松 本 由美子	(社)大学婦人協会茨城支部長
村 田 康 博	波崎町長
森 秀 男	(株)山森社長
山 口 文 子	茨城大学助教授
横 山 和 裕	(社)日本青年会議所関東地区協議会茨城ブロック協議会直前会長

(注) : 会長、 : 副会長